

令和 8 年度経営目標にかかる委員意見

	法 人 名	委 員 意 見	部 局 ・ 法 人 回 答
6 月 8 日	(一財)大阪府み どり公社	様式 2 「Ⅲ. 健全性・採算性（財務）、コスト抑制と経営資源の有効活用・自立性の向上（効率性）」の 3 つの指標について 令和 8 年度より、「法人全体の一般正味財産増減額」、「公益目的支出計画実行率」、「その他会計・法人会計合計の一般正味財産増減額」の 3 つの指標を設定されている。 「法人全体の一般正味財産増減額」については、「その他会計・法人会計合計の一般正味財産増減額」を包含する関係にあり、再掲となっているように思われる。また、「公益目的支出計画実行率」については、計画どおりの実行をめざせば目標値は 100%となる ところ、令和 8 年度の目標値は 72.7%となっており、「法人全体の一般正味財産増減額」の目標を達成しようとするれば、公益目的支出を抑制する方向に働くのではないかと心配もある。 こうした点がある中でも、3 つの指標の設定が必要と考える理由を教えて欲しい。	○当法人は、農地中間管理事業や地球温暖化防止活動推進センター事業などの公益的 事業を行い、府の農業・環境分野の政策の実施主体の役割を担っています。特に、農地 中間管理機構としての指定要件を満たす府内唯一の法人であり、今後も長きにわたっ て役割を果たしていくことが求められています。 ○一方で、近年の決算では「法人全体の一般正味財産増減額」がマイナスの状況にあり、 法人を維持し、持続的に必要な役割を果たしていくには、安定的財政基盤を確立する ことが必須となっています。そのため、法人全体の財務健全性の状況を適切に把握・ 管理していく必要があることから、「法人全体の一般正味財産増減額」を指標に設定 するものです。 ○「公益目的支出計画実行率」と「その他会計・法人会計合計の一般正味財産増減額」 の目標は、昨年度の審議会での委員意見も踏まえ、各項目の状況を見える化する観点 から設定したものです。 ○「公益目的支出計画実行率」については、計画策定当時から対象事業の事業規模が変 化し、計画額との乖離が生じている状況です。そのため、計画額満額の実行は難しい 状況にありますが、現在の事業規模を踏まえたうえでの公益目的支出計画を着実に進 捗していくことが必要と考えております。 ○「その他会計・法人会計合計の一般正味財産増減額」については、委員ご指摘のとおり、 「法人全体の一般正味財産増減額」に包含される関係にあるものの、現在の法人 の収支状況を踏まえると、当該会計区分における黒字の確保・拡大が課題であるため、 目標設定の上、収益確保の取組みをより一層強化してまいります。